

貯金口座の不正利用防止等に関する対応について

● 架空名義口座の強制解約（※1）

身代金を目的とした誘拐事件をはじめとする様々な犯罪での不正利用を防止する観点から、本人名義以外の名義による貯金口座（いわゆる「架空名義口座」）等であることが明らかになった場合には、当該貯金口座を解約させていただく場合がございます。

● その他

普通貯金（総合口座を含む）や貯蓄貯金口座にかかる「未利用口座管理手数料」および未利用口座管理手数料に関連する「口座の解約」については、別途定めておりますのでそちらをご参照ください。

※1_対象となる貯金規定は以下のとおりです。

普通貯金規定	第14条第2項、4項
総合口座取引規定	第16条第3項、5項
営農貯金規定	第14条第2項、4項
こども貯金	第9条第2項、3項
普通貯金無利息型（決済用）規定	第14条第2項、4項
総合口座口座（普通貯金無利息型） 取引規定	第16条第3項、5項
貯蓄貯金規定	第15条第2項、4項
納税準備貯金規定	第14条第2項、4項
出資予約貯金規定	第12条第2項、4号